令和4年度 公の施設の指定管理者監査の結果(指摘・意見)に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査

2 監査対象 公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団 (四日市市三浜文化会館)

シティプロモーション部文化課(指定管理に関する事務の所管所属)

3 監査実施期間 令和5年1月19日

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団】

指摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

「一心にはものラスクルでの名散派に有自して行うに無重相不	
指摘	措置(具体的内容)・対応状況
(2)施設の使用許可、利用に係る料金の徴収が、 公平公正に、規定の手続に基づいて行われないリス ク	【 措置済 】 令和 5年 1月 6日
四日市市三浜文化会館の利用料金額の設定にあたっては、三浜文化会館条例施行規則に定める承認の手続きを適正かつ速やかに行うこと。	事前調査の結果を受け、直ちに四日市市三浜文化 会館条例に定める利用料金の設定について、市長の 承認の手続きを行った。
(3)施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク 施設での現金管理においては、利用料金のみならず、委託・提案事業の参加料についても適切に現金出納簿を作成し、事故のないよう厳格に管理を行うよう速やかに改めること。	【 措置済 】 令和 5年 4月 1日 委託・提案事業の参加料についても現金出納簿へ計上するように改めた。今後も、現金の管理については厳正に行う。

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

2 3 1 (経済は、効率は、有効性) 等の危点からの有吸点に有自して行うに監査相末	
意見	措置(具体的内容) · 対応状況
① コロナ禍における施設の活用のための取り組みについて【住民福祉向上の視点】 新型コロナウイルス感染症の影響によって、市の対応方針によって貸館に制限が設けられたほか、中止となった事業もあり、施設の利用者数の減少がみられる。こうした状況において、施設へ集客せずに動画配信によって事業を行ったり、利用者懇談会をオンラインで開催するなど、コロナ禍においても利用者サービスの向上に向けた取り組みを実施している。今後も文化・芸術の振興を進めていくにあたり、ICTの活用などにも積極的に取り組み、利用者が活用しやすい事業や環境づくりに努めること。	【 措置済 】 令和 5年 3月31日 来館者が利用できるWi-Fiを設置しており、それを活用して、会議を行ったり開催事業の発信を行うなどが可能である。引き続き、利用者の利便性の向上に努めていく。

② 利用料の収納等におけるキャッシュレス決済の【 検討中 】 活用について【効率性の視点】

貸館利用等における利用料金の収納については、 規則上の制限もあってキャッシュレス決済の導入は 行われていないとのことであるが、全国的には キャッシュレス決済の普及が進んでいる状況にあ る。法的根拠を再度確認し、利用者の利便性の観点 からも、四日市市文化会館等ともあわせて活用の検 討を進めること。

検討中 】 令和 5年 8月31日

公演チケット代ではすでにキャッシュレス決済を 導入しているが、施設利用料については、市の他部 局でのキャッシュレス決済導入の状況を参考にしつ つ、導入による利便性の向上などのメリット、ある いはデメリットなど、様々な角度から検討を行う。

【 継続努力 】 令和 6年 2月29日 市としてもキャッシュレス決済導入が望ましい方 向性と認識し、先行して導入している事例を参考 に、導入への課題解決へ向けて、次期指定管理者選 定の令和10年度に合わせて検討を行う。

③ 適正な事業報告書の作成について【効率性の視 点】

令和3年度の事業報告書に記載されている正味 財産増減計算書には、指定管理上の委託・提案事 業に係る収入・支出が計上されておらず、四日市 市文化会館の収支に計上されているとのことであ る。事業報告書の作成・提出にあたっては、所管 所属と指定管理者が連携して十分に内容の確認を 行い、適正な事業報告書の作成に努めること。

【 措置済 】 令和 5年 3月31日

令和4年度の事業報告書では、四日市市文化会館 と三浜文化会館の事業を区分し、事業報告書を作成 した。

④ 経費の削減について【経済性の視点】

令和3年度の電気料金については、入札の結果、安価に抑えることができたが、昨今の光熱費等の高騰の影響から、今後も低額の電気料金を維持することは困難と想定される。様々な状況を見つつ、少しでも安くなるよう節約をしながら、経費削減に努めること。

多目的ホール(旧体育館)の照明について、令和5年度中にLED化工事を行う。これにより全館LED化となり電気料金の経費節減となるほか、こまめな消灯や間引きを職員及び委託業者などに徹底し、日々の業務においても常に節約に努めていく。

⑤ 適切な備品管理について【有効性の視点】 備品について市から貸与されているものが多 く、指定管理開始時においてはしっかりと確認を 行っているが、今後も市の備品、財団の物品の区 分を明確にするなど、適切な管理に継続的に努め ること。

文化課職員と三浜文化会館職員が一緒に立ち会って、市の備品か財団の備品かを確認しながら台帳の確認を行った。今後も区分を明確にし、適切な管理を続ける。

⑥ 三浜文化会館の効果的なPRについて【有効性の視点】

三浜文化会館のPRについては、市のシティプロモーション部や四日市市文化会館とも連携をとりながら、ホームページやSNSの活用等に積極的に取り組み、広く効果的な情報発信に努めること。

【 措置済 】 令和 5年 4月 1日

市及び四日市市文化会館のホームページ・SNSで三浜文化会館の催事を取り上げるなど連携しており、広く効果的な情報発信に努めている。

⑦ インボイス制度への適切な対応について【有効 【 措置済 】 性の視点】

令和5年10月から開始されるインボイス制度に対し、インボイスの発行事業者登録は完了しているとのことであるが、関係する事業者の登録確認を行うなど、制度開始に向けた準備を適切に実施すること。

関係事業者の登録を確認し、インボイス制度に対応した請求書・領収書の作成を実施しており、制度開始に向けた準備を着実に行っている。

【シティプロモーション部文化課】

指 摘

特になし

意

想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

見 意

措置(具体的内容)・対応状況

① 施設への冷暖房の整備について【住民福祉向上【 措置済 】 の視点】

三浜文化会館は、旧小学校を活用した施設であ ることから、冷暖房が備わっていない部屋も見ら れる。一度に整備することは困難とは思うが、利 用者の増加にもつながることから、教育機関も含 めた市の他の施設への整備状況もみながら、冷暖 房設備の導入について検討すること。

令和 5年 3月31日

冷暖房設備がない多目的ホール(旧体育館)は、 指定避難所に指定されている。体育館の構造上、空 調設備の設置は難しい状況もあることから、指定避 難所に指定されている小中学校の体育館の整備状況 をみながら、導入について検討する予定である。

先進的な事例研究について【有効性の視点】 文化会館等の施設の指定管理については、現在 は公募によらない特定による選定を行っている が、民間へ委託している自治体も含め、他市町の 先進的な事例を取り入れることができないか、研 究を行うこと。

【 措置済 】 令和 5年 3月31日

令和5年度に、令和6年度からの5年間の指定管 理者を選定しており、これからの5年間の本市の文 化振興を担う重要な役割を十分に認識し、先進的、 かつ実効的な管理運営を行うよう、応募要項や仕様 書に記載した。

【公益財団法人 四日市市文化まちづくり財団・シティプロモーション部 文化課】

指 摘

特になし

意

想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

【 措置済 】

意見

措置(具体的内容)•対応状況 令和 5年

3月31日

指定管理者による適切な施設管理とその確認に ついて【有効性の視点】

四日市市文化まちづくり財団は、三浜文化会館 以外の指定管理も行っており、スムーズに業務を 行うことができる一方で、市と指定管理者の間に は適切な緊張感が保たれるべきである。市の備 品、財団の物品の管理を含め、業務が適切に行わ れているかの確認を、所管課がいかに効率的に行 うかということを意識しつつ、遺漏のないような 形での指定管理業務の実施に、所管課・指定管理 者双方で協力して取り組むこと。

文化課職員と三浜文化会館職員が一緒に備品台帳 の確認を行い、所有区分を明確化した。また、月次 報告における内容をチェックし、さらに毎月の連絡 調整会議で協議も行い、緊張感をもって適切な指定 管理業務を実施することに取り組んでいる。

② 指定管理制度導入に伴う新たな取り組みについ【 措置済 】 て【有効性の視点】

三浜文化会館は令和3年度から指定管理制度を 導入したが、指定管理制度の利点の1つに、従来 の市直営ではできなかったことを新たに実施でき るという点が挙げられる。開館日や利用時間を含 め、市民サービスの向上に向けて従来とは異なる 取り組みについても積極的に挑戦するよう努める こと。

措置済 】 令和 5年 3月31日

市民サービスの向上に向けた従来とは異なる取り 組みとして、エントランスにコインコピー機の設置、ニーズ把握のための菓子類の試験販売などのほか、利用の少ない会議室を練習室用途に利用するなど、引き続き市民サービス向上に向けた取り組みを検討し実施していく。また、建物や設備の保守点検や修繕を、できる限り休館日に実施し、市民が利用しやすい環境に努めている。

③ 事業収支における実施計画と指定管理料の適切な算定について【経済性の視点・効率性の視点】

令和3年度の事業の実施計画においては、支出が収入を上回っており、指定管理料では必要な経費を十分に賄えないような状態であると認識できる。実際に事業計画を立てる際には、真に必要な事業内容であるかを十分精査するとともに、必要な事業が行えるよう、適切な指定管理料の算定に努めること。

【 措置済 】 令和 5年 3月31日

令和6年度からの5年間の指定管理者選定にあたっては、これまでの実績を十分に精査し、市の財政部局と入念に協議して適正な指定管理料を算定した。

④ 広場(旧運動場)の活用について【有効性の視 【 措置済 】 点】

三浜文化会館の駐車場は四日市市文化会館と比べると少なく、利用者の増加という点では支障となっている。新たに設置された東西駐車場の連絡路は広場の南寄りに位置しており、利便性の向上には課題が残る。広場を駐車スペースとして活用することについて、所管課と指定管理者とで整理を行い、利便性の向上に努めること。

措置済 】 令和 5年 3月31日

連絡通路によって、車が東西に行き来するうえで たいへん利便性が向上したと考えている。広場は、 全館イベントのときなどには来場者の駐車場として 有効に活用している。

三浜文化会館について、「第2の文化会館」と表現されることがあるが、芸術・文化全体を三浜文化会館で表現することは、規模の面から言っても難しいと考えられる。「第2の文化会館」との表現については、再度検討を行うこと。

市としては、文化会館とは別の役割として三浜文化会館の存在意義があると考えており、現在、「第2の文化会館」というような表現は使っていない。